

広島県教育委員会訓令第五号

本 庁

地 方 機 関

県 立 学 校

学校以外の教育機関

技術員の給与に関する規程を次のように定める。

平成二十一年四月一日

広島県教育委員会

委員長 天 野 肇

技術員の給与に関する規程

(趣旨)

第一条 専任技術員、主任技術員又は技術員である職員(以下「職員」という。)の給与に  
関しては、職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条  
例」という。)附則第五項の規定によるほか、この訓令の定めるところによる。

(給料表)

第二条 職員に適用する給料表は、別表第一の技術職給料表とする。

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に  
分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第二の級別標  
準職務表に定めるとおりとする。

(職務の級及び号給の決定)

第三条 職員の職務の級は、前条第二項の級別標準職務表及び別表第三の級別資格基準表に  
定める基準に従い決定する。

2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、別表第四の初任給基準表に定め  
る基準に従い決定する。

3 前二項に定めるものを除くほか、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関しては、初任  
給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年広島県人事委員会規則第十号)の規  
定を準用する。この場合において、同規則第十四条第一項中「七年」とあるのは、「十七  
年」と読み替えるものとする。

(期末手当基礎額等)

第四条 第二条第一項の技術職給料表の適用を受ける職員のうち別表第五の職員欄に掲げる  
職員については、職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手  
当の月額の合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に同欄に掲げ  
る職員の区分に応じて同表の加算割合の欄に定める割合を乗じて得た額を加算した額を期  
末手当基礎額とする。

2 前項の規定は、勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同項中「給料及  
び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「給料の

月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。

(他の定め)の準用)

第五条 前三条に定めるもののほか、職員の給与の額及び支給方法については、給与条例及びこれに基づく関係の条例、規則、訓令その他の定めを準用する。

(施行規定)

第六条 第二条から前条までに定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの給与については、技術員の給与に関する規程及び技術員等の退職手当の支給に関する規程を廃止する訓令(平成二

広 島 県 訓 令

十一年 広島県議会議事務局訓令 第四号。以下「廃止訓令」という。)による廃止前の技術員

広島県教育委員会訓令

広島県警察本部訓令

広 島 県 訓 令

の給与に関する規程(昭和三十二年 広島県議会議事務局訓令 第一号。以下「旧規程」という。

広島県教育委員会訓令

広島県警察本部訓令

)の例によるものとする。

3 施行日の前日において旧規程の適用を受けていた職員(以下「旧規程適用職員」という。

)の施行日における職務の級は、施行日の前日において旧規程の規定に基づきその者が属していた職務の級と同一の級とする。

4 旧規程適用職員の施行日における号給は、施行日の前日において旧規程の規定に基づきその者が受けていた号給と同一の号給とする。

5 施行日の前日において旧規程第五条の規定により給与条例及びこれに基づく関係の条例、規則その他の定めを準用して支給されていた旧規程適用職員の施行日における扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の額は、支給要件に係る事実に変更がない限り、第五条の規定により給与条例及びこれに基づく関係の条例、規則その他の定めを準用して定められた額とみなす。

6 職員の給料月額は、施行日から平成二十二年三月三十一日までの間において、第二条及び第三条の規定にかかわらず、旧規程附則第三項の規定の例によるものとする。

7 前項の規定にかかわらず、給与条例及びこれに基づく関係の条例、規則その他の定めを準用して支給する手当(地域手当(他の手当の額の算出の基礎となる場合を除く。))、期末手当及び勤勉手当を除く。)のそれぞれの算出の基礎となる給料月額は、旧規程附則第四項の規定の例によるものとする。

別表第1 (第2条関係)

## 技術職給料表

職務 の級	給料月額				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	121,600	172,600	194,800	247,700	279,700
2	122,500	174,100	196,200	249,100	281,600
3	123,500	175,600	197,600	250,500	283,500
4	124,400	177,100	199,000	251,900	285,400
5	125,400	178,500	200,500	253,100	287,300
6	126,400	180,000	202,000	254,400	289,200
7	127,400	181,500	203,500	255,700	291,100
8	128,400	183,000	205,000	257,000	293,000
9	129,200	184,500	206,500	258,100	294,700
10	130,200	185,700	208,100	259,400	296,500
11	131,200	187,000	209,700	260,700	298,300
12	132,300	188,300	211,300	262,000	300,100
13	133,100	189,700	212,700	263,100	301,700
14	134,100	190,800	214,400	264,300	303,400
15	135,100	192,000	216,100	265,500	305,100
16	136,100	193,200	217,800	266,700	306,800
17	137,200	194,400	219,300	267,900	308,400
18	138,400	195,600	220,500	269,100	310,100
19	139,600	196,700	221,700	270,300	311,800
20	140,800	197,800	222,900	271,500	313,500
21	141,900	198,800	224,200	272,500	315,000
22	143,100	200,000	225,800	273,600	316,500
23	144,300	201,200	227,400	274,700	318,000
24	145,500	202,400	229,000	275,800	319,500
25	146,700	203,600	230,700	276,900	321,100
26	148,200	204,900	232,200	278,000	322,600
27	149,700	206,200	233,700	279,100	324,100
28	151,200	207,500	235,200	280,200	325,600
29	152,600	208,800	236,600	281,300	327,200
30	154,100	210,100	238,000	282,400	328,500
31	155,600	211,400	239,400	283,500	329,800
32	157,100	212,700	240,800	284,600	331,100
33	158,600	213,800	242,100	285,500	332,400
34	160,400	215,200	243,500	286,600	333,700
35	162,200	216,600	244,900	287,700	335,000
36	164,000	218,000	246,300	288,800	336,300
37	165,800	219,200	247,600	289,700	337,600
38	167,500	220,500	249,000	290,700	338,900
39	169,200	221,800	250,400	291,700	340,200
40	170,900	223,100	251,800	292,700	341,500

41	172,500	224,200	253,000	293,600	342,700
42	173,900	225,400	254,300	294,600	343,900
43	175,300	226,600	255,600	295,600	345,100
44	176,700	227,800	256,900	296,600	346,300
45	178,200	229,000	258,000	297,400	347,400
46	179,600	230,200	259,200	298,300	348,500
47	181,000	231,400	260,400	299,200	349,600
48	182,400	232,600	261,600	300,100	350,700
49	183,700	233,800	262,900	301,000	351,900
50	184,900	235,000	264,100	301,900	352,900
51	186,100	236,200	265,300	302,800	353,900
52	187,300	237,400	266,500	303,700	354,900
53	188,400	238,600	267,600	304,500	355,900
54	189,500	239,600	268,800	305,300	356,800
55	190,600	240,600	270,000	306,100	357,700
56	191,700	241,600	271,200	306,900	358,600
57	192,800	242,700	272,200	307,700	359,500
58	193,900	243,700	273,300	308,500	360,400
59	195,000	244,700	274,400	309,300	361,300
60	196,100	245,700	275,500	310,100	362,200
61	197,200	246,700	276,600	310,700	363,100
62	198,100	247,600	277,700	311,400	364,000
63	199,000	248,500	278,800	312,100	364,900
64	199,900	249,400	279,900	312,800	365,800
65	200,600	250,400	281,000	313,500	366,500
66	201,400	251,200	281,900	314,100	367,100
67	202,200	252,000	282,800	314,700	367,700
68	203,000	252,800	283,700	315,300	368,300
69	203,800	253,600	284,600	316,000	368,800
70	204,400	254,400	285,400	316,500	
71	205,000	254,800	286,200	317,000	
72	205,600	255,400	287,000	317,500	
73	206,300	255,900	287,900	317,800	
74	207,000	256,400	288,700	318,300	
75	207,700	256,900	289,500	318,800	
76	208,500	257,400	290,300	319,300	
77	208,900	258,000	291,100	319,600	
78	209,600	258,500	291,700	320,000	
79	210,300	259,000	292,300	320,400	
80	211,000	259,500	292,900	320,800	
81	211,700	259,900	293,400	321,300	
82	212,400	260,200	294,000	321,700	
83	213,100	260,500	294,600	322,100	
84	213,800	260,800	295,200	322,500	
85	214,500	261,200	295,700	322,900	
86	215,200	261,600	296,300	323,300	
87	215,900	262,000	296,900	323,700	
88	216,600	262,400	297,500	324,100	

89	217, 200	262, 600	297, 900	324, 400	
90	217, 800	263, 000	298, 400	324, 800	
91	218, 400	263, 400	298, 900	325, 200	
92	219, 000	263, 800	299, 400	325, 600	
93	219, 500	264, 200	299, 900	325, 900	
94	220, 000	264, 600	300, 400	326, 300	
95	220, 500	265, 000	300, 900	326, 700	
96	221, 000	265, 400	301, 400	327, 100	
97	221, 600	265, 600	301, 800	327, 400	
98	222, 100	265, 900	302, 300	327, 800	
99	222, 600	266, 200	302, 800	328, 200	
100	223, 100	266, 500	303, 300	328, 600	
101	223, 700	266, 900	303, 700	328, 900	
102	224, 300	267, 200	304, 100		
103	224, 900	267, 500	304, 500		
104	225, 500	267, 800	304, 900		
105	225, 900	268, 100	305, 300		
106	226, 400	268, 400	305, 700		
107	226, 900	268, 700	306, 100		
108	227, 400	269, 000	306, 500		
109	227, 800	269, 300	306, 900		
110	228, 300	269, 600	307, 300		
111	228, 800	269, 900	307, 700		
112	229, 300	270, 200	308, 100		
113	229, 800	270, 500	308, 400		
114	230, 300	270, 800	308, 800		
115	230, 800	271, 100	309, 200		
116	231, 300	271, 400	309, 600		
117	231, 700	271, 700	309, 900		
118	232, 100	272, 000	310, 300		
119	232, 500	272, 300	310, 700		
120	232, 900	272, 600	311, 100		
121	233, 300	272, 800	311, 400		
122		273, 100	311, 800		
123		273, 400	312, 200		
124		273, 700	312, 600		
125		273, 800	312, 800		
126		274, 100	313, 200		
127		274, 400	313, 600		
128		274, 700	314, 000		
129		274, 800	314, 200		
130		275, 100	314, 600		
131		275, 400	315, 000		
132		275, 700	315, 400		
133		275, 800	315, 600		
134		276, 100			
135		276, 400			
136		276, 700			
137		276, 800			

別表第二（第二条関係）

級別標準職務表

- 一級 一般の職員の職務
- 二級 相当の技能又は経験を必要とする職員の職務
- 三級 高度の技能又は経験を必要とする職員の職務
- 四級 特に高度の技能又は経験を必要とする職員の職務のうち、任命権者が認めるもの
- 五級 極めて高度の技能又は経験を必要とする職員の職務のうち、任命権者が認めるもの

別表第三（第三条関係）

級別資格基準表

学歴	職務の級				
	一級	二級	三級	四級	五級
高校卒	○	六	一一	一八	三二
中学卒	○	九	一四	二二	三五

備考 この表中の数字は、学歴欄に掲げるそれぞれの学歴を有する者が当該職務の級に決定されるための必要経験年数を示す。

別表第四（第三条関係）

初任給基準表

学歴	初任給
高校卒	一四一、九〇〇円

別表第五（第四条関係）

職	員	加算割合
一 職務の級五級の職員		
二 職務の級四級の職員で、三月一日、六月一日及び一月一日（以下「基準日」という。）のいずれかにおいて高校卒経験年数（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に規定する級別資格基準表の適用に係る職員の経験年数をいう。以下同じ。）二六年以上を有する職員又は基準日のいずれかが含まれる年度において年齢四五歳以上となる職員		一〇〇分の一〇
三 職務の級四級の職員で、前号に掲げる職員以外の者		
四 職務の級三級の職員で、基準日のいずれかにおいて、高校卒経験年数一三年以上を有する職員又は同級に一年以上在職し、かつ、基準日のいずれかが含まれる年度において年齢三二歳以上となる職員		一〇〇分の五